

VI. 新霊園整備の基本的な考え方

つつじが丘霊園は、緑豊かな墓地公園として市民に親しまれ、貸し出しも順調であり、比較的高水準の霊園といえる。新霊園は、つつじが丘霊園を基本として考え、自然と調和した豊かな環境と利便性を重視した整備を図る。

1. 整備方針

- (1). 公園墓地として基準緑化率 60%以上を確保し、広がりのある緑豊かな空間を創出する。
- (2). 外周園路、連絡園路に駐車帯を付帯し、利用者が徒歩 50m以内で、墓所、水汲み場に行けるよう利便性を重視した配置計画とする。
- (3). 外周緑地は、四季を彩る多くの樹木を配し、散策園路、休憩広場などの施設と合わせ、安らぎと憩いの空間を提供する。
- (4). 管理棟は導入園路に配置し、利便性を図ると共に、新霊園の核となるような整備を図る。
- (5). 墓所の配置は、区画別に整然とした配列を考え、有効的な土地利用を図る。
- (6). 墓所の安定的、長期的な供給を図るため、およそ半世紀規模の需要を想定した整備計画とする。

2. 法規制

墓地及び墓園の開発・運営の許可基準にあたって、重要な役割を果たす法律として「墓地・埋葬等に関する法律」（厚生省管轄）と「都市計画法」（建設省管轄）がある。

○ 「墓地・埋葬等に関する法律」関連

□ 「墓地・埋葬等に関する法律」

主に墓地の管理・運営に関連する法律で、墓地関連では管理者の義務、その他管理に関する規則がある。

□ 北海道墓地・埋葬等に関する法律施行細則（S59. 10. 1 北海道規則第百号）

墓地の管理・運営に関連する規則の他、設置場所の基準・施設の基準など墓地開発にかかわる細かな規則がある。

○都市計画法関連

□都市計画法

都市計画法では、墓地・墓園の都市施設としての位置づけや定義が明確にされており、開発に際しての手続き等が述べられている。

□墓地計画標準（S34. 5. 11 建設事務次官通達）

墓地・墓園開発の基礎となる規則で墓地の配置基準・規模・境域・施設規模等の細かな基準が設定されている。また、都市計画決定を行う際の資料作成についても述べられている。

□都市緑化対策推進要綱（S51. 6. 9 建設事務次官通達）

墓園の緑化面積率の基準

○その他

□農地法

農地の転用について

□農業振興地域の整備に関する法律（農振法）

農用地等として利用すべき土地の区域設定について

□道路法

□河川法